

昭和9年9月 12

秘

8.12

№. /

欠正 幸 月

1920 219



中央社土浦製絲所

電話土浦園 電話(ツ子)又ハ(ツ)番

工賃支拂監督の不徹底

別記ノ如キ事情ノ下ニ吾等同志ハ其工場ヲ退場セシ
 (六月廿五日)月ヲ覚スルニ七月ニ百ル今日タルニモ係ハラズ
 工賃支拂ニ対スル精算書ヲ渡サズ 貯金ニ用限ノ刑
 子ヲ拂ハズカクテモ猶監督ノ地位ニアル群馬縣ノ工場
 課ハ取ツル処ナキカ由未 群馬縣ハ極メラニ漫然ニ措置
 フ取ツツハモ本年七月ハ新令ヲ發布シテ之レガ實
 行ヲナス時ナリ若シ夫レ彼等職工ガ契約書ノ不備
 フ以テ普通通職ニト見做サストナサバ何故ニ大正九年
 ノ國執諸君日ニ原澤藤七郎氏ノ雇人トセラヤ
 甚ダ疑念トスル処ナリ
 仰ギ爲ハクバ学資帳調ヲ標語トスル由員会ノ公